

熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託仕様書

第1章 設計業務概要

1 業務委託名

熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託

2 計画施設概要

(1) 施設名称 熊本県立大学

(2) 敷地の場所 熊本市東区月出三丁目1番100号地内

3 業務委託期間

契約日の翌日から令和8年11月30日まで

基本設計 契約日の翌日から令和8年3月31日まで（予定）

実施設計 令和8年4月1日（予定）から令和8年11月30日まで

※ただし、学部設置認可申請に必要な平面図（単線程度）等については、大学当局と十分協議の上、令和8年2月27日までに提出すること。

4 契約方法

公募型指名競争入札（総合評価方式）とする。

契約は、公立大学法人熊本県立大学契約規程による。

契約書の作成を要する。

支払条件については、両者協議の上、決定する。

5 業務概要

熊本県立大学新学部棟新築工事設計業務委託 一式

6 業務の目的

本業務は、令和7年10月に策定した「熊本県立大学新学部棟建設基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、公立大学法人熊本県立大学(以下「本学」という。)が計画している新学部棟建設の基本設計及び実施設計業務を行うことを目的とする。

7 計画概要

本業務の対象となる施設は次のとおりとする。

施設概要

I 新学部棟 6, 325 m²程度

II 外構工事等

設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 所在地 〒862-8502 熊本市東区月出三丁目1番100号

地名地番 熊本市東区月出三丁目2432番1外15筆

イ	敷地面積	87,948 m ²
ウ	都市計画	都市計画区域内 市街化区域
エ	用途地域	第2種中高層住居専用地域 (北側道路から50m以内は準住居地域)
オ	防火地域	指定なし
カ	その他の区域	建築基準法第22条区域
キ	景観計画の区域	郊外型住居景観形成ゾーン(郊外部) 特定施設届出地区(北側道路から20m以内)
ク	道路関係	北側道路(都市計画道路保田窪菊陽線(国体道路東西線))
ケ	建蔽率	60%
コ	容積率	150%
サ	道路斜線	勾配1.25
シ	隣地斜線	H=20m+勾配1.25
ス	日影規制	測定面4.0m 規制時間5m-4h、10m-2.5h

(2) 施設の規模

I 新学部棟

ア 延べ面積 6,325 m²程度

(各諸室については、別表1 諸室リストのとおり)

イ 階 数 地上5階程度(基本設計において決定するものとする。)

ウ 構 造 SRC造又はRC造(基本設計において決定するものとする。)

エ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日国土交通大臣官庁営繕部長制定)による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

㊦構 造 体 (Ⅱ類)

㊦建築非構造部材 (B類)

㊦建 築 設 備 (乙類)

II 外構工事等

実験機器等が搬入できるスペース(4tトラックが横付け可能)、通路、歩道、側溝、植栽、必要に応じて既存設備改修、本工事用通路整備、その他必要な仮設工事等

(3) 配置計画

新学部棟は、本学内の月出フィールド内に配置を計画している。

配置計画にあたっては、流域治水実験水路、雨庭を考慮した計画を行うとともに、現在、月出フィールドは主に体育実技(サッカー)の授業で使用されていることから、新学部棟の完成後も体育実技の授業が実施できるよう、まとまったスペース(フットサルができるスペースを2面程度)を確保すること。また、近隣住宅地への影響について十分に配慮した配置とすること。

8 詳細な設計条件

「基本計画」による。

9 建設の条件

ア 想定工事期間 令和8年度～令和10年度

イ 想定工事費 約33億円(税抜き)

※新学部棟、外構工事等を含む。

10 業務委託対象の範囲

ア 設計対象

- a 新学部棟新築工事
- b 外構工事等

イ その他

- a 地質調査業務（基本設計に並行して実施すること。）
- b 現況測量業務（基本設計に並行して実施すること。）

第2章 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」に準ずる。

1 管理技術者等の資格要件

（1）各配置技術者の資格等要件は、下表による。

各配置技術者	資 格 等 要 件
管理技術者	(1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）で、一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者の組織に属していること。 (3) 公告日以前10年以内（※1）に設計が完了した類似業務（※2）の実績を有すること。
建築設備資格者	(1) 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
建築主任技術者	(1) 一級建築士で、一級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有すること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
構造主任技術者	(1) 建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士」という。）であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
電気設備主任技術者	(1) 設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
機械設備主任技術者	(1) 設備設計一級建築士又は同法第2条第5項に規定する建築設備士であること。 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。
建築担当技術者	(1) 次のa又はbのいずれかに該当する者であること。 a 一級建築士で建築設計実務経験を有する者 b 上記aの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者 (2) 共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に属していること。

	こと。 (3) 建築分野の担当技術者は、建築主任技術者の所属に応じて次のとおり配置すること。 i 建築主任技術者が共同企業体の代表者の組織に属している場合は、共同企業体の代表者以外の構成員の組織に属する一級建築士を1名以上配置すること。 ii 建築主任技術者が共同企業体の代表者以外の構成員の組織に属している場合は、共同企業体の代表者の組織に属する一級建築士を1名以上配置すること。
構造担当技術者	次のa、bのいずれかに該当する者であること。 a 構造設計一級建築士で構造設計の実務経験を有する者 b 上記aの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
電気設備 担当技術者	次のa、b、cのいずれかに該当する者であること。 a 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者 b 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者 c 上記a、bの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
機械設備 担当技術者	次のa、b、cのいずれかに該当する者であること。 a 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者 b 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者 c 上記a、bの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

※1 公告日以前10年以内とは、平成27年（2015年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの間とする。

※2 類似業務とは、学校等（※3）の新築、増築又は改築に係る設計（実施設計業務を含む業務で単独又は代表構成員としての実績で、当該用途の設計対象工事部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）をした実績を有すること（ただし、日本国内の実績に限るものとする。）。)

※3 学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

(2) その他

本業務に係る総合評価方式の配置予定技術者として提案した者は、特別な事情がない限り変更できない。特別な事情とは、本人の死亡、予期せぬ事故や病気等による長期入院等の理由によるものであり、別案件への配置、人事異動等はこれに当たらない。なお、特別な事情が生じた場合は、本学と協議し対応することとする。

2 基本設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務

- ア 設計条件等の整理
- イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ウ 基本設計方針の策定
- エ 関係者意見調整
- オ 基本設計図書の作成
- カ 工事費概算書の作成
- キ 概略工事工程表の作成
- ク 基本設計内容の建築主への説明等
- ケ 設計内容の説明等に用いる資料等の作成
- コ 工事の実施にあたり法令上必要となる、各種申請に用いる資料の作成

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 地質調査業務の実施

本業務は、基本設計において地震に対する構造的対策としての構造形式を決定するに当たり、必要な資料を得るために実施するものである。

イ その他基本設計業務に必要な業務

3 実施設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務

ア 要求等の確認

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

ウ 実施設計方針の策定

エ 関係者意見調整

オ 実施設計図書の作成

カ 工事費算定書の作成

キ 実施設計内容の建築主への説明等

ク 設計内容の説明等に用いる資料等の作成

ケ 工事の実施に当たり法令上必要となる、各種申請に用いる資料の作成

(2) 追加業務の内容及び範囲

ア 積算業務

a 積算数量算出書の作成

b 単価作成資料の作成

c 見積の収集

d 見積検討資料の作成

イ 建築確認申請に関する手続き業務（消防関係等関連手続き含む）

ウ 構造計算適合性判定に係る手続き業務

エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務

オ 都市計画法に関する許可申請書作成

カ リサイクル計画書

キ 熊本県のやさしいまちづくり条例に基づく事前協議等業務

ク 景観法に係る手続き業務

ケ 土壌汚染対策法に係る届出書作成業務

コ 熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく手続き等業務

サ 完成イメージ図作成

シ 供給処理施設（水道、ガス、電気）管理者との協議

ス 概略工事工程表の作成

セ コスト縮減検討報告書作成業務

ソ その他、本業務及び建築工事の実施に必要な業務

（発注者と受注者の協議の上、決定する。）

4 業務の実施

(1) 一般事項

受託者は、次の事項を遵守すること。

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

- ウ 積算業務は、本学の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準による。
- エ 本学と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針については、本学の指示又は承諾を得る。
- オ 各種関係法令及び基準等を遵守する。
- カ 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない。
- キ 建築確認申請の申請書類の作成は本業務に含み、建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受託者とする。また、必要となる関係法令調査を行い本業務の履行期間中に申請を完了すること。

(2) 業務実施計画の作成

- ア 受託者は、本業務の契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本学に提出すること。
- イ 業務実施計画書には、次の書類を添付すること。
 - a 業務実施に当たっての理念、方針
 - b 業務の具体的な進め方、方法
 - c 業務工程表
 - d 業務執行体制表（配置技術者一覧及び連絡先一覧）
 - e 設計図面及び設計書作成要領
 - f その他必要と考えられる書類
- ウ 提出した業務実施計画書について、本学から見直しの指摘があった場合は、速やかに対応し、再提出すること。

(3) 再委託

請け負った業務の一部を別の者に再委託する場合は、本学に書面を提出し、事前に承諾を得ること。また、再委託先は十分な能力を有するものを選定すると共に自らの責任において指導すること。

(4) 関係者意見調整

「基本計画」を踏まえ、設計段階において関係者（本学職員等）の意向が計画や設計に反映されるよう、意見を調整する場を設けて、設計に反映させるものとする。

(5) 工法等の選定

工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格、実績、市場の流動性、維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。また、特定の新技术、新工法及び特許等の係る導入については、優位性や合理性を有することを検証し、本学と協議し承諾を得た上で採用すること。

(6) 地質調査業務

本業務は、基本設計において地震に対する構造的対策としての構造形式を決定するために必要な資料を得るために実施するものであり、構造主任技術者が責任をもって本学と協議し実施すること。

ア 調査内容

- a 機械式ボーリング
 - 位置 2箇所
 - 深度 各20m
 - 孔径 $\phi 66\text{mm}$
 - 標準貫入試験各20回
- b 土質試験
 - 土粒子の密度試験（3個／試料）各2試料

土の含水比試験（3個／試料）各2試料

土の粒度試験（沈降分析＋ふるい分析）各2試料

土の細粒分含有率試験（0.5kg未満）各2試料

イ 留意事項

a 機械式ボーリングの具体的な場所は、本学と協議して決める。

b 機械式ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果の成果については本学に提出すること。

（7）現況測量業務

既存資料を基に、月出フィールド内及び月出フィールドに隣接する既存施設の位置確認を実施すること。

（8）見積り等の収集

技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏らないこと。また、設計に利害を有するものからの過度の技術サービスを受けることなく自らの責任において収集すること。

（9）工事標準仕様書

工事標準仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次のものを適用する。

「公共建築工事標準仕様書」（各編最新版）

（10）工事特記仕様書

本学と協議の上、作成する。

（11）適用基準等

本業務には、国土交通省等が制定する技術基準等（別表3）を適用する。

対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、最新版を採用することとする。

（12）実施設計図書の作成

ア 設計図は、CADにより作成する。使用するCADソフトは指定しないが、本学へ提出するデータはJWW形式指定とするので、問題なく変換できることを確認しておくこと。

イ 図面と設計書の整合がとれていることを確認すること。

ウ 図面には、特定の製品名、業者名又はこれらを推定することができる記載をしないこと。

ただし、やむを得ない場合は事前に本学と協議し承諾を得ておくこと。

（13）工事費内訳書の作成

ア 工事費内訳書は、適用する基準に基づき作成する。

イ 積算に当たっては誤記、脱落、重複のないよう注意すること。

ウ 図面と設計書の整合がとれていることを確認すること。

エ 積算数量の拾い忘れや違算を防止し、数量積算の精度向上を図るため、積算業務の各過程においてチェックを行うこと。

（14）資料の貸与

ア 業務の実施に当たり、必要な本学保有の既設設計図や確認申請書類等は、事務局から貸与する。貸与を受けるときは、借用書（様式指定なし）を提出すること。

イ 貸与した資料は、破損等しないように扱うこと。

ウ 貸与した資料を返却するとき、事務局職員の検品を受けること。

（15）打合せ及び記録

- ア 打ち合わせは定期的（週 1 回程度）及び必要時に行う。打合せ後は、受注者で議事録を作成し遅滞なく提出すること。
- イ 打合せは、対面で行う必要があるとき以外は、オンラインで行う。オンラインでの打合せの具体的な方法は、本学と協議して決める。オンラインでの打合せについても、受注者で議事録を作成し遅滞なく提出すること。
- ウ 議事録は、後から見たときに分かりやすく作成すること。
- エ 打合せで決定したこと、保留にしたこと（誰がいつまでに対応するか）は、漏れなく記録すること。
- オ 外部機関と打合せした内容についても、議事録を作成し提出すること。

5 提出書類

(1) 契約締結後

ア 業務実施計画書

「4 (2) 業務実施計画書の作成」参照

イ 管理技術者等届

管理技術者、各担当主任技術者及び各担当技術者の資格（資格証の写し添付）及び経歴を明示する。

ウ その他、本学が求める書類その他

(2) 随時

ア 打合せ資料（図面、カタログなど）、打合せ議事録など。

イ その他、本学が求める書類

(3) 月間業務実績報告書

ア 毎月 5 日までに、前月分の業務実績報告書を提出すること。

イ 令和 8 年 1 1 月分は、同年 1 1 月 3 0 日に提出すること。

(4) 完了時

ア 業務委託完了届

イ 成果品

「6 成果品」参照。

ウ その他、本学が求める書類

(5) その他

ア 書類の提出は、押印の必要な書類又は提出の方法が指定されているもの以外は、原則として電子メールでの提出とする。

イ 容量の大きいデータの提出方法は、本学と協議して決める。

ウ 書類提出時は、本学が指定する書面（打合せ簿）を鏡に付けて提出する。

エ その他、不明な点は本学と協議して決める。

6 成果品

(1) 本業務における成果品及び作成に当たっての留意事項は、成果品リスト（業務委託仕様書別紙 1）に示す。

(2) 受託者は、業務の履行途中であっても、本学が成果品の一部又は全部の提出を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。

(3) 本業務委託における成果品の使用については、本学が自由に行えるものとする。

(4) 成果品は、提出を要求された期日より余裕を持って提出できるよう努める。

7 検査

- (1) 受託者は、業務が完了したときは検査を受けなければならない。基本設計に関する業務は令和8年3月31日までに完了し、検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、完了検査において手直しが必要な指摘事項があった場合は、誠意を持って速やかに対応しなければならない。

8 その他の留意事項

- (1) 感染症対策に留意し、業務に当たること。
- (2) 現地調査を行う場合は、事前に監督員に連絡し承諾を得ること。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (4) 関係官公庁及びその他関係者への照会は、本学の承諾を得て行うこと。
- (5) 本学から資料の作成や説明などの要請があった場合には、協力すること。
- (6) 業務について疑問が生じたときは、本学と協議を行い、業務の円滑な進捗に努めるに努めること。
- (7) 本学が策定する「熊本県立大学環境配慮方針」及び毎年度の「エコ・アクションプラン」に十分配慮し、設計を進めること。
- (8) 本学が策定する「熊本県立大学保全計画」及び「熊本県立大学長寿命化計画」に十分配慮し、設計を進めること。

以 上

別表1 諸室リスト

熊本県立大学 新学部棟 諸室リスト

No.		用途・目的等	配慮事項	OAフロア化	室数	計画面積 (㎡)	計画面積計 (㎡)
1	講義室	・1～4年の専門科目の講義を行う。 ・60～70名収容（60名超の入学者となる可能性があるため（通常、収容定員数の105％前後、多いときは110％前後が入学する））。		可	2	170	340
2	情報処理演習室	・ITCスキル基礎、プログラミング基礎、応用プログラミング、半導体設計演習を行うPCルーム。 ・60～70名収容（60名超の入学者となる可能性があるため（通常、収容定員数の105％前後、多いときは110％前後が入学する））。 ・1人1台PCを設置（BYOD化する場合は不要）。		可	1	240	240
3	演習室	・主にSMモデル以外の学生（AAモデル20名、MEモデル20名）が履修するプロジェクト演習用（授業・ゼミ等）の部屋。 ・半導体関連のアプリケーション、システムの設計や、自身で設計したチップの実装等を想定。 ・長机7～8台、椅子20数脚に加え、大画面ディスプレイ設置を想定。		可	2	70	140
4	研究室実験室 （プロセス室⇒大部屋）	・各研究室の研究テーマに特化した装置を配置。 ・研究試料作成に使用：化学薬品使用、振動ノイズの大きい真空排気装置の設置を想定。 ＜設置装置例＞ドラフト、スクラパー、プラズマ処理装置、スパッタ・蒸着等成膜装置、熱処理装置など。	・教員個室及び学生等居室（研究室）とはフロアを分ける。 ・分電盤（動力＋電灯＋装置 200V3相 150A、単相 150A、給排水（ドラフト用）、両開き扉（防火設備認定）	不可	16	55	880
5	研究室実験室 （評価室⇒小部屋）	・各研究室の研究テーマに特化した装置を配置。 ・研究試料評価に使用：ノイズを嫌う繊細な装置の設置を想定。 ＜設置装置例＞AFM（原子間力顕微鏡）、STM（走査型トンネル顕微鏡）、ラマン分光装置、デバイス特性（電気特性）評価装置など。	・教員個室及び学生等居室（研究室）とはフロアを分ける。 ・両開き扉（防火設備認定）	不可	16	35	560
6	実験室 （研究用） 半導体学部共通実験室	・各研究室の研究テーマとは別に、学部内で広く使用可能な装置の設置を想定 ＜設置装置例＞SEM（走査電子顕微鏡）、XRD（X線回折装置）、XPS（X線光電子分光装置）、FTIR（フーリエ変換赤外分光光度計）など。	・教員個室及び学生等居室（研究室）とはフロアを分ける。 ・分電盤（動力＋電灯＋装置 200V3相 150A、単相 150A）、給排水（ドラフト用）、両開き扉（防火設備認定）	不可	1	60	60
7	（授業用） 学生実験室	・1、2年次学生用の実験室 ・AA、ME、SMで各1部屋 ＜設置装置例＞正立金属光学顕微鏡、ドラフト、抵抗加熱蒸着器、LCRメータ、X線回折装置など	・教員個室及び学生等居室（研究室）とはフロアを分ける。 ・＜SMのみ＞分電盤（動力＋電灯＋装置 200V3相 100A、単相 100A）、給排水（ドラフト用）・分電盤（200V3相 100A、単相 150A）・両開き扉（防火設備認定）。 ・SM用以外はOAフロア可。	可（2室） 不可（1室）	3	70	210
8	セミナールーム	・AA、ME、SMの各モデル当たり1部屋（最大20名規模）を想定。 ・研究室行事（セミナー、ミーティング、輪講、勉強会）、学生の勉強会やプレゼン練習等で利用。 ・机付き椅子を20程度配置し、スクリーンを設置。		可	3	40	120
9	サーバールーム	・サーバーやネットワーク機器などを設置する専用スペース。	・設置機器の排熱対応のため24時間空調が必要。	可	1	15	15
10	実験装置保管室	・学生実験時に実験室に持ち込める小型の蒸着装置等を保管。 ・SMモデル用に1室（実験室とは別に装置保管用の部屋が1室必要）。	・扉は両開き。	不可	1	30	30
11	薬品保管庫、ボンベ保管立	・半導体工学実験、研究室による実験利用のための薬品等保管用の部屋。 ・酸、アルカリ、有機溶剤を保管。 ・N2ガスボンベを保管。	・扉は防火設備認定扉。	不可	1	30	30
12	教員個室	・教員の個室として使用（人数分）。 ・基幹教員16名それぞれに1部屋必要。	・教員個室と学生等居室（研究室）は同じフロア。 ・実験室とはフロアを分ける。	可	16	30	480
13	学生等居室（研究室）	・研究室の学生等の居室。卒業研究や自主的な研究活動の場として使用。	・教員個室と学生等居室（研究室）は同じフロア。 ・実験室とはフロアを分ける。	可	16	70	1,120
14	学部長室	・学部長の執務に使用。		可	1	50	50
15	応接室	・企業との共同研究等が想定されるため、来客対応等のための応接室が必要。		可	1	30	30
16	大会議室	・全体教員会議、卒論最終発表など全体の会議に使用。		可	1	70	70
17	学部事務室	・事務職員の執務用、資料室等としても利用。		可	1	50	50
18	交流スペース	・学生の交流、リラクゼーションスペースとして必要。		可	1	80	80
19	WC	・男性・女性用の1室の広さ55㎡、各階ごとに整備。	・実験室があるフロアのトイレの洗面台には、緊急用シャワーを設置（身体に付着した薬品を緊急に洗い流す場合に備えたもの）。		5	55	275
20	多目的WC	・各階に1室。			5	6	30
21	談話室	・学生相談や打合せ等に使用。		可	1	45	45
22	倉庫	・机・椅子等の収容や他器材の保管等で使用。 ・会議室等に併設。			6	30	180
23	機械室	・空調設備等を設置。			1	50	50
24	電気室	・各部屋へ分配する電源の管理室。			1	50	50
25	コピー室	・講義用資料などで用いるコピー機やポスター用大判プリンタを設置。		可	1	30	30
26	共用 湯沸室・パイプスペース （配管）	・各階に1室。			5	30	150
27	廊下	・各階に配置。			1	625	625
28	階段	・建築基準法の規定により、2方向避難のため2セット（5階×2）必要。			10	28	280
29	エントランスホール	・1階に配置。			1	50	50
30	搬入口	・1階に配置。 ・大型装置搬入用。	・エレベーター近くに配置。 ・4tトラックを横付け可能で建屋内まで段差無し。 ・扉は両開き。		1	10	10
31	エレベーター	・1基配置（1～5階）。	・最大積載重量2000kg。 ・大型装置が搬入できるよう、少し広めのエレベーター（幅1.5m×奥行2.3m程度）を設置。		5	9	45

※AA、ME、SM＝3つの履修モデル。AA＝AI・先端情報、ME＝マイクロエレクトロニクス、SM＝スマートマテリアル。

新学部棟建設基本計画P6参照。

面積合計 6,325

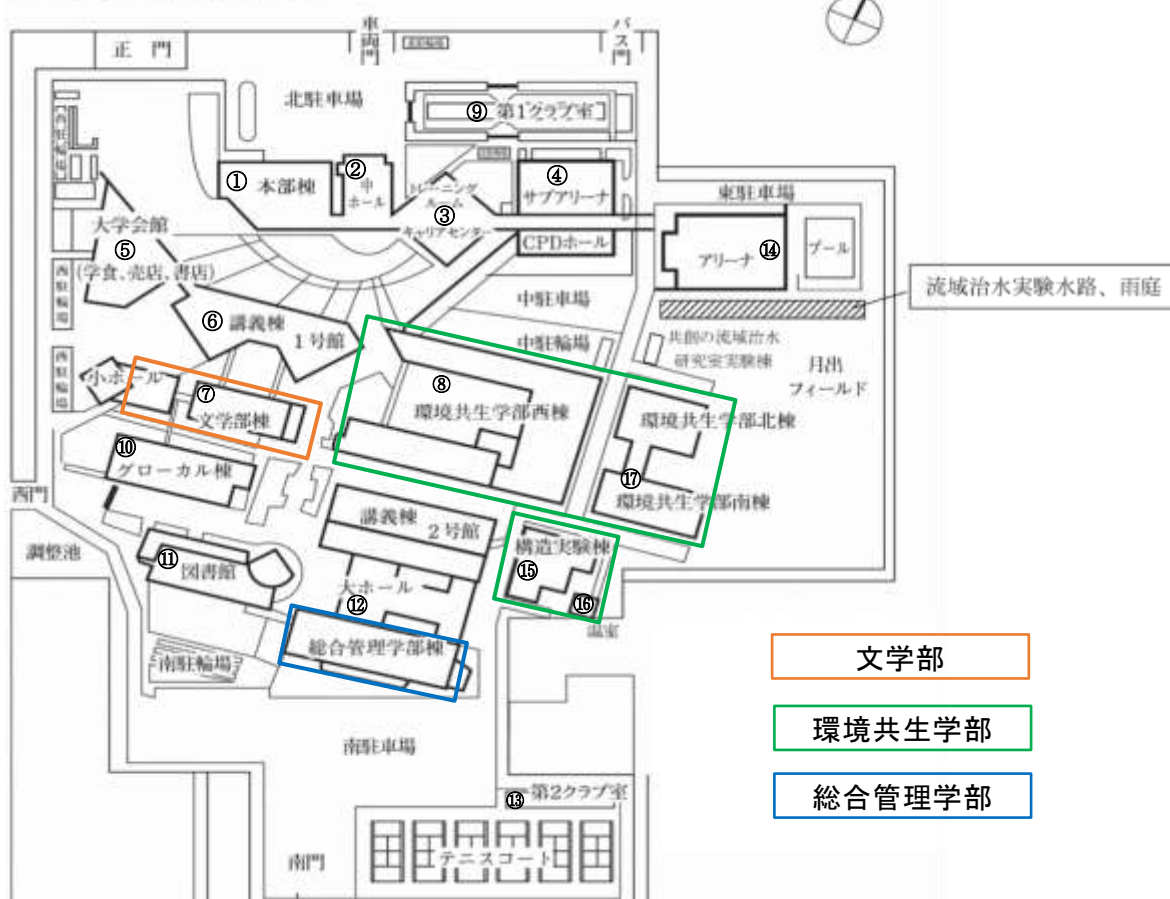
別表 2

本学の既存施設は下記のとおりである。

	施設名称	構造	階数	面積 (㎡)	竣工年月	築年数
月出キャンパス	① 本部棟	RC造	2階	1,502.25	S55年(1980年) 3月	45
	② 中ホール	RC造	2階	466.69	S55年(1980年) 3月	45
	③ キャリアセンター	RC造	平屋	512.78	S55年(1980年) 3月	45
	④ サブアリーナ・CPDホール	RC造	2階	1,347.58	S55年(1980年) 3月	45
	⑤ 大学会館	RC造	2階	1,190.39	S55年(1980年) 3月	45
	⑥ 講義棟1号館	RC造	2階	1,897.51	S55年(1980年) 3月	45
	⑦ 文学部棟・小ホール	RC造	4階	3,108.06	S55年(1980年) 3月	45
	⑧ 環境共生学部西棟	RC造	4階	6,317.80	S55年(1980年) 3月	45
	⑨ 第1クラブ室・作業員詰所	RC造	平屋	520	S55年(1980年) 3月	45
	⑩ グローカル棟	RC造	2階	1,549.72	H2年(1990年) 3月	35
	⑪ 図書館	RC造	4階	3,847.04	H6年(1994年) 3月	31
	⑫ 総合管理学部棟・大ホール・講義棟2号館	RC造	5階	9,820.79	H6年(1994年) 3月	31
	⑬ 第2クラブ室	CB造	2階	507.4	H6年(1994年) 3月	31
	⑭ アリーナ・プール	RC造	2階	3,414.03	H7年(1995年) 3月	30
	⑮ 構造実験棟	RC造	平屋	540	H12年(2000年) 1月	25
	⑯ 温室	S造	平屋	128	H12年(2000年) 1月	25
	⑰ 環境共生学部南棟・北棟	RC造	5階	5,576.39	H12年(2000年) 3月	25
小峯グラウンド 教職員住宅	小峯クラブハウス	RC造	2階	684.08	H7年(1995年) 7月	30
	教職員住宅	RC造	4階	2,948.28	H6年(1994年) 2月	31

別図 1

大学施設配置図



別表 3

適用基準は下記のとおりとする。

ア 共通				イ 建築			
国土交通省				○ 建築工事設計図書作成基準			
○ 官庁施設の基本的性能基準	(	令和2年	)	○ 敷地調査共通仕様書	(	令和4年	)
○ 官庁施設の総合耐震・対策設計画基準	(	平成25年	)	○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(	令和4年	)
○ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(	平成8年	)	○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(	令和4年	)
○ 官庁施設の環境保全性基準	(	令和4年	)	○ 公共建築水道工事標準仕様書	(	令和4年	)
○ 公共建築工事積算基準	(	平成28年	)	○ 建築設計基準	(	令和3年	)
○ 公共建築工事共通費積算基準	(	平成29年	)	○ 建築構造設計基準	(	令和4年	)
○ 公共建築工事標準単価積算基準	(	令和4年	)	○ 建築工事標準詳細図	(	令和4年	)
○ 建築設計業務等電子納品要領	(	令和3年	)	○ 建築設計標準図	(	平成12年	)
○ 建築物解体工事共通仕様書	(	令和4年	)	○ 構内施設・排水設計基準	(	平成27年	)
○ 建設副産物適正処理推進要綱	(	平成14年	)	○ 表示・標識標準	(	—	)
○ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(	平成18年	)				
○ 高齢者、障害者等の利用を移動等に配慮した建築設計標準	(	令和3年	)	ク 建築積算			
熊本県				○ 公共建築数量積算基準	(	平成29年	)
○ 熊本県景観条例	(	平成28年	)	○ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(	令和4年	)
○ 熊本県公共事業等景観形成指針	(	平成20年	)	○ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(	令和4年	)
○ くまもとカラーガイド	(	平成20年	)	○ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)	(	令和4年	)
○ 熊本県環境基本条例	(	平成16年	)	○ 公共建築工事内訳書作成標準書式・解説	(	平成30年	)
○ 公共事業等環境配慮システムに係る技術指針	(	平成10年	)				
○ 熊本県地球温暖化の防止に関する条例	(	平成29年	)	エ 設備			
○ 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称:やさしいまちづくり条例)	(	令和4年	)	○ 建築設備計画基準	(	令和3年	)
○ ユニバーサルデザイン建築ガイドライン	(	平成15年	)	○ 建築設備設計基準	(	令和3年	)
○ 既存建築物のユニバーサルデザイン評価マニュアル	(	平成16年	)	○ 建築設備工事設計図書作成基準	(	令和3年	)
○ 既存建築物の視覚情報サイン改善マニュアル	(	—	)	○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(	令和4年	)
○ 公共施設緑化マニュアル	(	平成2年	)	○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(	令和4年	)
○ 熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針	(	平成30年	)	○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(	令和4年	)
○ 熊本県電子納品運用ガイドライン	(	令和3年	)	○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(	令和4年	)
○ 熊本県公共施設整備ガイドライン	(	平成25年	)	○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(	令和4年	)
その他				○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(	令和4年	)
○ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策指針	(	令和3年	)	○ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(	平成28年	)
○ 石綿調査に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】	(	令和4年	)	○ 建築設備耐震設計・施工指針(一財)日本建築センター)	(	平成28年	)
○ 高等学校施設整備指針(文部科学省)	(	平成21年	)	○ 建築設備設計計算書作成の手引(一社)公共建築協会)	(	令和3年	)
○ 特別支援学校施設整備指針(文部科学省)	(	平成26年	)				
○ 学校環境衛生基準(文部科学省)	(	令和4年	)	オ 設備積算			
				○ 公共建築設備数量積算基準	(	平成29年	)
				○ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(	平成30年	)
				○ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(	令和3年	)
				○ 営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編・機械設備工事編)	(	令和4年	)